

## 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令の番号	昭和39年7月2日法律第134号				
不利益処分の種類	手当の支払の調整	根拠条項	第26条				
処 分 基 準	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第16条、第26条 (2) 児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第31条						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	総合福祉センター	交付 機関	総合福祉センター	目次 NO	17